

## 資料 2

# 改正雇用保険制度（育児休業給付）の ポイント

令和7年1月29日（水）

清水公共職業安定所 雇用保険課適用係

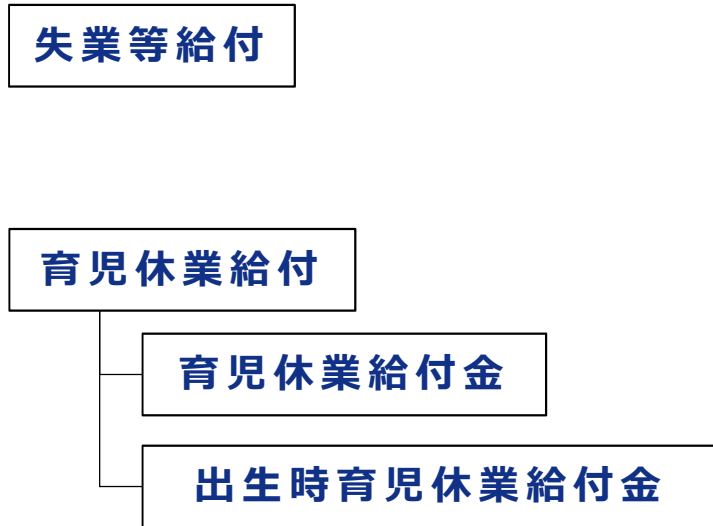


# 目次

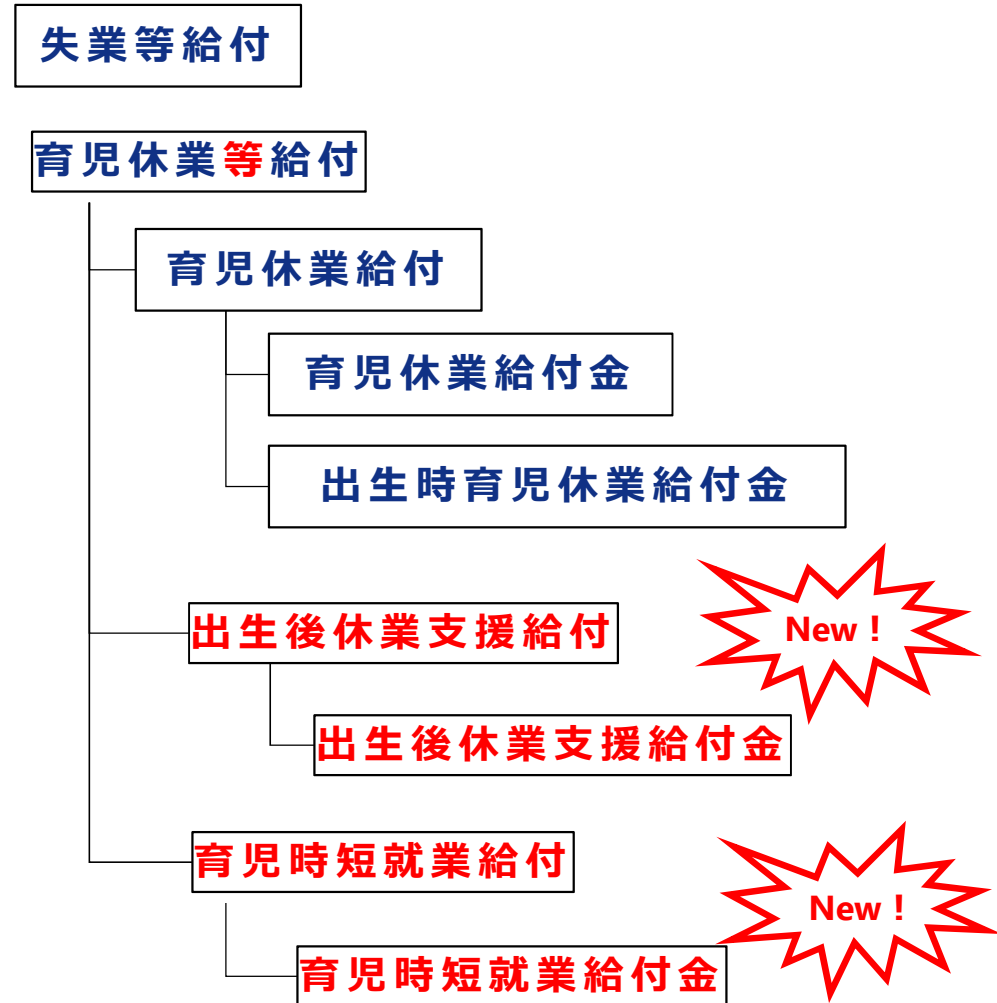
- P 2** はじめに
- P 3** 現行の育児休業給付
- P 4** 出生後休業支援給付（概要）
- P 5** 出生後休業支援給付（具体的な事例）
- P 6** 出生後休業支援給付（不支給の例）
- P 7** 出生後休業支援給付（基本的な内容）
- P 8** 出生後休業支援給付（記載例）
- P 9** 出生後休業支援給付（支給要件の確認）
- P 1 0** 出生後休業支援給付（配偶者の例外要件と確認書類）
  
- P 1 1** 育児時短就業給付（概要）
- P 1 2** 育児時短就業給付（具体的な事例）
- P 1 3** 育児時短就業給付（基本的な内容）
- P 1 4** 育児時短就業給付（支給申請手続きの流れ1）
- P 1 5** 育児時短就業給付（支給申請手続きの流れ2）
- P 1 6** 育児時短就業給付（記載例）

# はじめに

## 現行



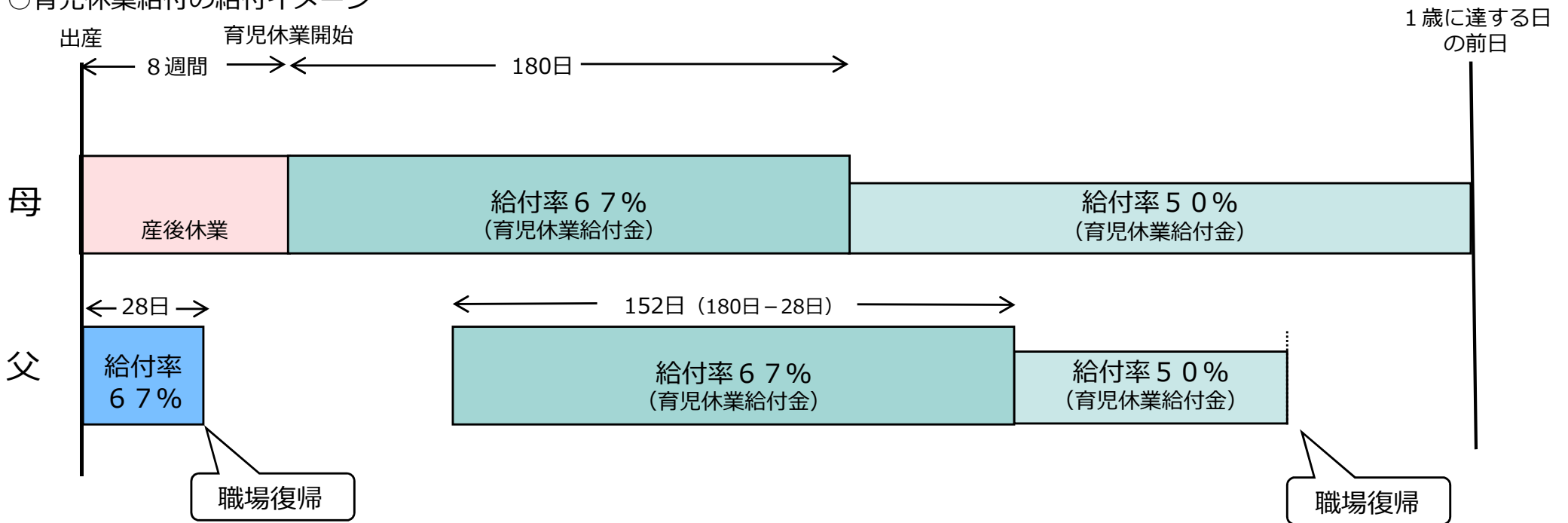
## 改正後



# 現行の育児休業給付（育児休業・出生時育児休業）

- （育児休業）1歳に満たない子を養育するために、支給日数通算180日までは**67%**、休業終了日までは**50%の給付**を受けることができる。
- （出生時、産後パパ育休）出産予定日または出産日のいずれか早い日から**8週間の間に最大28日間まで**取得可能である。
- ロールモデルは、母が産後休暇取得後1歳前日まで育児休業を取得し、父が出生時育児休業を取得した後、分割して本体育児休業を取得し職場復帰をしたものである。

## ○育児休業給付の給付イメージ

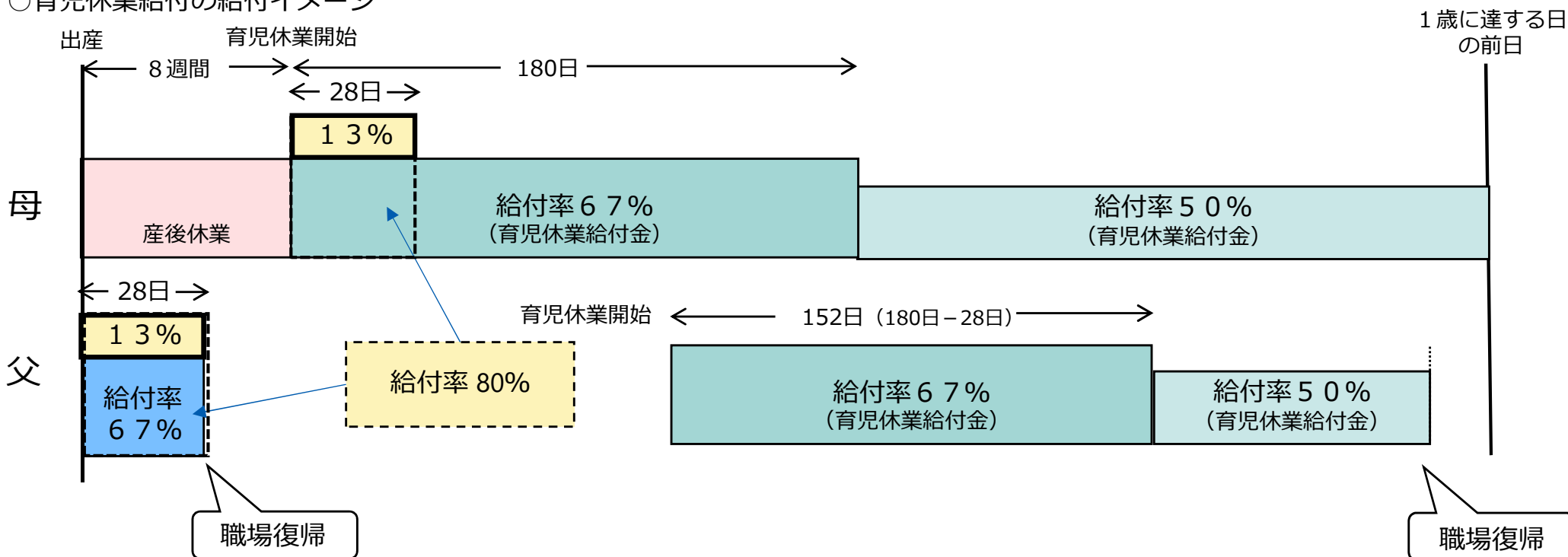




# 出生後休業支援給付（概要）

○子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生日か出産予定日のいずれか早い日8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、申請者とその配偶者の両方が通算で14日以上（分割も可）の育児休業を取得する場合に、**最大28日間**、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて**給付率80%の給付**を受けることができる。

## ○育児休業給付の給付イメージ



# 出生後休業支援給付（具体的な事例）

## 仮定

出産日が4/1 母休業前賃金が20万円/月、父休業前賃金が25万円/月

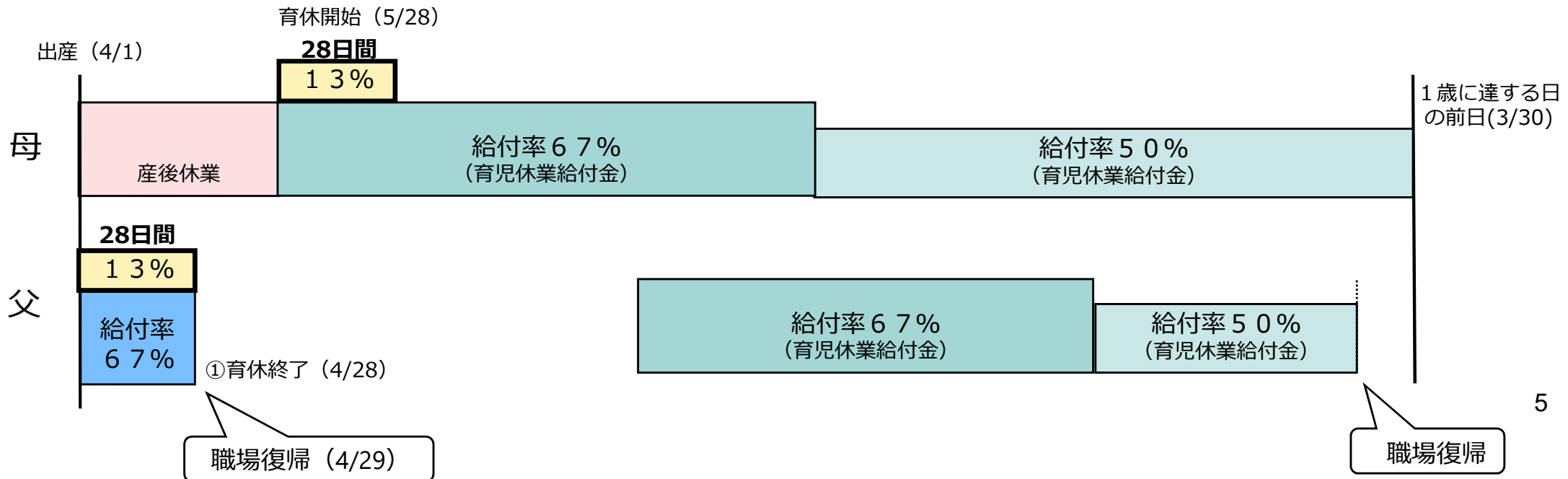
母：4/1～5/27まで産後休業

5/28～3/30まで育児休業取得し、4/1復帰

父：4/1～4/28まで出生時育休（パパ育休）

その後再び育児休業を取得

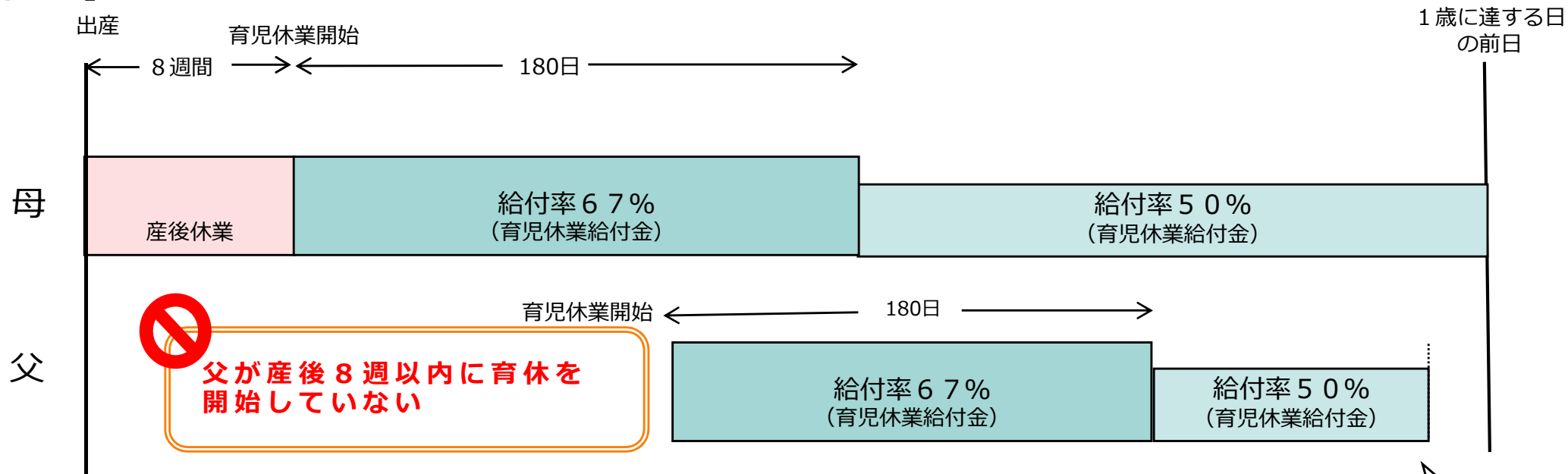
	休業前賃金	育休（出生時）給付金 (67%)最大180日	出生後支援給付金 (13%)最大28日間	合計 (80%)最大28日間
母	200,000	133,986	<b>24,264</b>	158,234
父	250,000	167,493	<b>30,332</b>	197,817



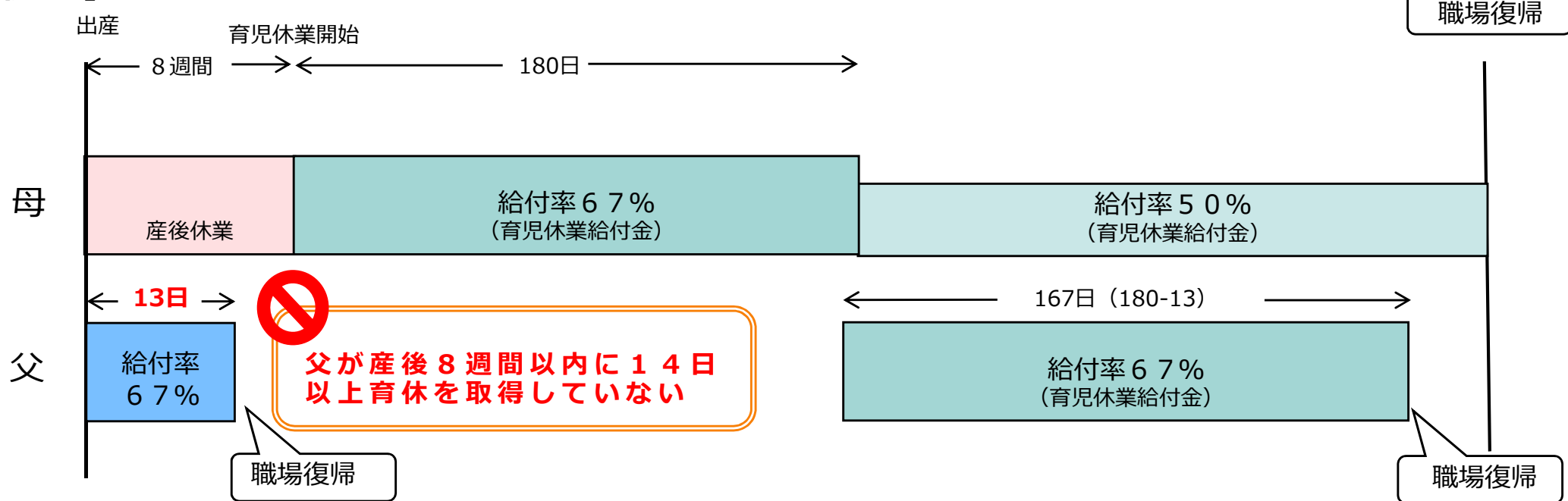


# 出生後休業支援給付（不支給の例）

## 【例 1】



## 【例 2】



# 出生後休業支援給付（基本的な内容）

【1】名称	出生後休業支援給付金
【2】支給要件	<p>(1) 原則、出生後休業(注)を開始した日前2年間に「みなし申請者期間」が12ヶ月以上あること。  <small>※当該要件は育児休業給付と同じであり、育児休業給付の受給資格確認時に確認することから、出生後休業支援給付のために記入する必要はない。</small></p> <p>(2) 申請者(※短期雇用特例申請者及び日雇労働申請者を除く。)が、子の出生後8週間以内(※1)に14日以上(※2)の出生後休業をしたこと。</p> <p>(3) 配偶者が、子の出生後8週間以内に14日以上(※2)の出生後休業(注)をしたこと(※3)。<b>【申請者の配偶者の出生後休業要件】</b></p> <p>※1 申請者が当該子について労働基準法の規定による産後休業をした場合は、子の出生後16週間以内。          ※2 通算して14日以上であれば、出生後休業を複数回に分割して取得した場合も要件を満たすものとする。          ※3 申請者が子の出生日において次のいずれかに該当する場合は申請者のみの育休取得で可とする。<b>【申請者の配偶者の出生後休業例外要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 配偶者のない者その他厚生労働省令で定める者である場合</li> <li>② その配偶者が適用事業に雇用される労働者でない場合</li> <li>③ その配偶者が当該子について労働基準法の規定による産後休業その他これに相当する休業をした場合</li> <li>④ その配偶者が子の出生後8週間以内の期間において育児休業を行うことができない場合として厚生労働省令で定める場合 他</li> </ul>
【3】給付額	<p>○対象期間(子の出生後8週間以内(産休取得の場合は子の出生後16週間以内))における出生後休業をした日数(最大28日間)について、休業開始時賃金日額の13%に相当する額を支給。</p> <p>※就労状況・賃金支払状況により育児休業給付金等が不支給となった場合、出生後休業支援給付金のみの支給は行わない。</p>
【4】申請書類	<p>○基本的な書類は育児休業給付の申請と同様、例外要件時には提出書類あり(詳細は後ほど)</p> <p>○世帯全員と続柄が記載された住民票の写し、配偶者が公務員の場合は育児休業承認通知書の写し等(休業取得期間が確認できる書類)</p>
【5】申請方法	<p>○事業主経由を原則とし、<b>育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の申請と兼ねることを原則とする。</b></p> <p>○申請期間は、育児休業給付金及び出生時育児休業給付金と同様とする。  <small>※ただし、申請者本人が配偶者に関する関係書類を事業主経由で提出することを望まない場合や、<b>出生後支援給付金の支給要件を満たすのが出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給後となる場合は、申請者本人又は事業主が出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合がある。</b></small></p>



# 出生後休業支援給付（記載例）

27. パパ・ママ育休プラス制度活用

30. 育児休業再取得理由  (1) 他休業事由の事出 (2) 配偶者等の事由 (3) 子や保育の事情 (5) 延長交替

31. 配偶者の状況  (1) 配偶者がいない (2) 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない (3) 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中 (4) 配偶者が無業者 (5) 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない (6) 配偶者が産後休業中

32. 公金受取口座 利用希望  (マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方は、「1」を記入してください。公金受取口座への振込を希望し、「1」を記入した場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には、以下の金融機関情報への振込を優先します。)

金融機関名称・支店名称

33. 金融機関・店舗コード  口座番号  (口座番号は「0」を省略せずに7桁で記載してください。ゆうちょ銀行の場合は、記号(5桁)・番号(8桁)を続けて記載してください。)

34. 期間雇用者の継続雇用の見込み  35. 休業事由の消滅年月日  36. 延長等 否認  37. 産後休業表示  (休業がある場合に「1」を記入) 38. 賃金月額 (区分一日額又は総額)  (1 日額 2 総額) 円

39. 当初の育児休業開始年月日  40. 受給資格確認年月日  (4 平成 5 令和) 41. 受給資格否認  (受給資格なしと判断した場合に「1」を記入) 42. 支給申請月  (1 奇数月 2 偶数月)

43. 次回支給申請年月日  44. 支払区分  45. 未支給区分  (空欄 未支給以外 1 未支給) 46. 出生後休業支援給付金 要件該当  (1 あり 2 なし)

## 1, 自社の申請者が男性である場合

- (1) 配偶者妻 被保険
- (2) 配偶者妻 公務員
- (3) 配偶者妻 専業主婦（無業者）
- (4) 配偶者妻 週20時間未満のパート勤務
- (5) 配偶者妻 自営業者、フリーランス

全て③に「6」（配偶者が産後休業中）と記載  
母子手帳の写し（出産日の頁）を添付

※配偶者妻は出産の証明ができれば、下記例の

証明書類は不要

## 2, 自社の申請者が女性である場合

- (1) 配偶者夫 申請者・・・①に配偶者の申請者番号を記載
- (2) 配偶者夫 公務員・・・②に育児休業開始日を記載、育児休業承認通知書等添付
- (3) 配偶者夫 専業主夫（無業者）・・・③に「4」と記載、最新の課税証明書添付（収入額が0でなければ、離職票・雇用保険喪失確認通知書・雇用保険受給資格者証・退職日が入った源泉徴収票・事業主発行の退職証明書の写し等）
- (4) 配偶者夫 週20時間未満のパート勤務・・・③に「4」と記載、労働条件通知書等添付
- (5) 配偶者夫 自営業者、フリーランス・・・③に「5」と記載、添付書類は(3)と同様

# 出生後休業支援給付（支給要件の確認）

## Step 1

### 申請者の配偶者の出生後休業要件の確認

	申請者の配偶者のパターン	支給申請書の記載	安定所の確認内容
1	申請者の配偶者（夫）が雇用保険申請者、かつ、子の出生後8週間の期間内に出生後休業を14日以上取得した場合	申請者が「配偶者の申請者番号」欄に番号を記入	申請者の配偶者に対し期間内に14日以上以上の出生時育児休業給付金又は育児休業給付金を支給していることを確認
2	申請者の配偶者（夫）が公務員（雇用保険申請者である場合を除く）、かつ、子の出生後8週間の期間内に出生後休業を14日以上取得した場合	申請者が「配偶者の育児休業開始年月日」欄に日付を記入	任命権者からの通知書の写し等配偶者の育児休業の取得期間を確認できる書類により、申請者の配偶者が期間内に育児休業を14日以上取得していることを確認
3	申請者の配偶者（妻）が、子の出生の日の翌日において産後休業中であるなど、申請者の配偶者の出生後休業例外要件に該当する場合	申請者が「配偶者の状態」欄に該当するコードを記入	配偶者の状態を確認できる書類により、申請者の配偶者の出生後休業例外要件に該当することを確認

## Step 2

### 申請者の出生後休業要件の確認

申請者の出生後休業が対象期間内に14日以上あることことを確認

確認できた場合

**支給決定**

確認できなかった場合

**不支給**（育児休業給付の要件を満たしていれば、育児休業給付のみ支給決定）



# 出生後休業支援給付（申請者の配偶者の出生後休業例外要件と確認書類）

○ 子の出生の日の翌日における配偶者の状態が、申請者の配偶者の出生後休業例外要件に該当するか否かについては、下表①～⑫のいずれかに該当することを右欄の「確認書類等」で確認する。（配偶者が例外要件に該当する方は配偶者が育児休業取得していても給付可能）

※ ①～⑫のいずれにも該当しない者が、「子の出生の日の翌日」の翌日以後に①～⑫のいずれかに該当し、配偶者が14日以上の子育て休業をする余地がなくなった場合は、以下の書類に加え、疎明書（4/1～安定所に用意を予定）を添付。

対象期間における配偶者の状態	確認書類等
① 配偶者がいない（ひとり親）	戸籍謄（抄）本及び世帯全員と続柄について記載された住民票 またはひとり親を対象とした公的な制度を利用している場合はその事実がわかるもの
② 配偶者が申請者の子と法律上の親子関係がない	戸籍謄（抄）本
③ 配偶者から暴力を受け、別居している場合	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、婦人相談所等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用）のいずれか ※離婚協議中は認められない
④ 配偶者が無業者、専業主夫	直近の課税証明書（給与収入金額に記載がある場合は受給資格者証・離職票等の写し等退職日がわかるもの）
⑤ 配偶者が適用事業所に雇用される労働者でない（自営業者、フリーランスなど）	直近の課税証明書（給与収入金額に記載がある場合は受給資格者証・離職票等の写し等退職日がわかるもの）
⑥ 配偶者が産後休業中、専業主婦	母子健康手帳（出生届済証明のページ）、医師の診断書、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか

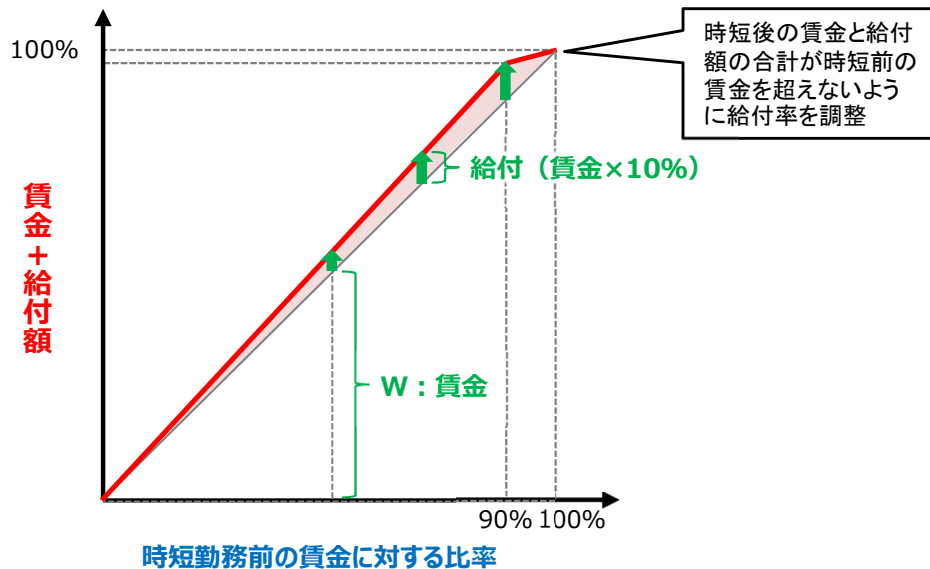
上記のほか、配偶者が出生後休業を取得できない場合（以下の申告書・証明書は4/1～安定所に用意を予定、厚生労働省HP掲載予定）

⑦ 配偶者が日々雇用される者、子が1歳6か月に達する日までに契約終了が明らかな有期雇用労働者、労使協定に基づき事業主から育児休業を拒まれた場合	配偶者が給付金の対象となる育児休業を取得できないことの申告書＋労働条件通知書等
⑧ 配偶者が公務員であって任命権者により育児休業が承認されなかった場合	配偶者が給付金の対象となる育児休業を取得できないことの申告書＋任命権者からの不承認の通知書の写し
⑨ 週所定労働時間が20時間未満など申請者とならない労働条件の者（公務員の場合、共済組合の組合員となることができない労働条件（雇用期間が2月以内等）の者）	労働条件通知書等
⑩ 配偶者が雇用保険申請者とならない者（昼間学生等）	雇用保険申請者でないことの事業主の証明書
⑪ 日雇労働申請者、短期雇用特例申請者、申請者期間1年未満の申請者	配偶者が給付金の対象となる育児休業給付の受給資格がないことの申請者の申告書
⑫ 申請者であった期間が1年以上あるが、育児休業給付の受給資格がない申請者	配偶者が給付金の対象となる育児休業給付の受給資格がないことの申請者の申告書＋賃金支払状況についての証明書（配偶者の勤務先の事業主の証明のみで良く、通算可能な申請者であった期間に含まれる過去勤務していた事業所の証明書類又は離職票までは求めない）

# 育児時短就業給付（概要）

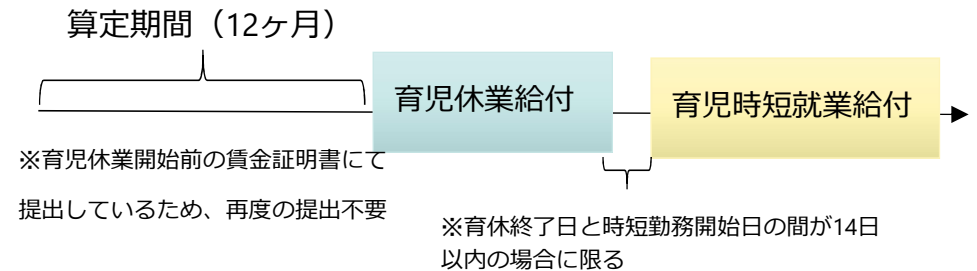
- 申請者が、2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合の新たな給付として、育児時短就業給付が創設。
- 給付率については、時短勤務中に支払われた賃金額の10%とする。（本来の所定労働時間の賃金額は超えないように調整あり）

## ○育児時短就業給付の給付イメージ



## ○育児時短就業給付の算定期間

〈育児休業から引き続き時短勤務をする場合〉



〈育児休業を取得せず時短勤務をする場合〉



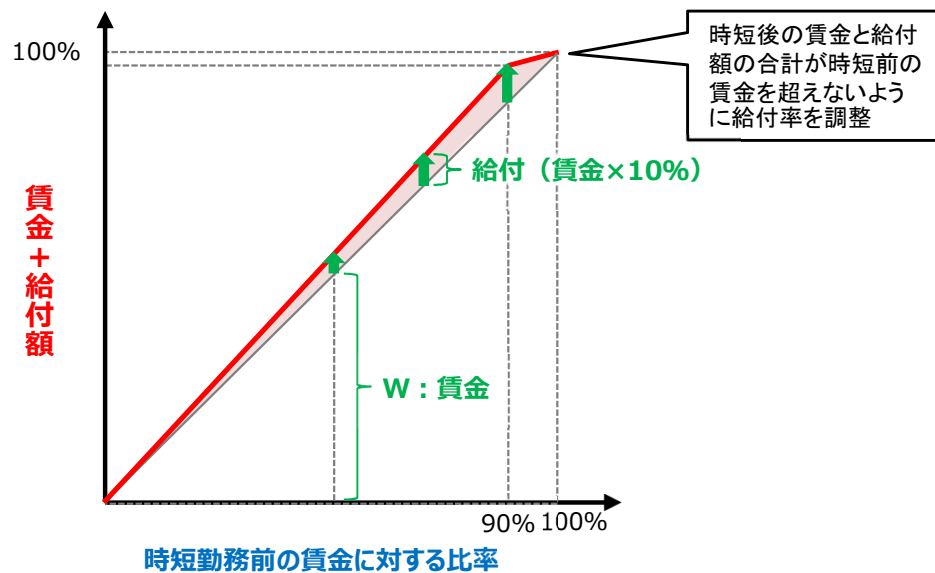


# 育児時短就業給付（具体的な事例）

## 仮定

週40時間で月額20万円働いている申請者が時短勤務を申請した場合

○育児時短就業給付の給付イメージ



①週30時間 月額15万円になった場合

支給額  $15万円 \times 10\% = 15,000円$

②週16時間 月額8万円になった場合

支給額  $8万円 \times 10\% = 8,000円$

③週38時間 月額19万円になった場合

支給額 減額調整の結果 9,006円

（元の賃金を超えないように調整される）

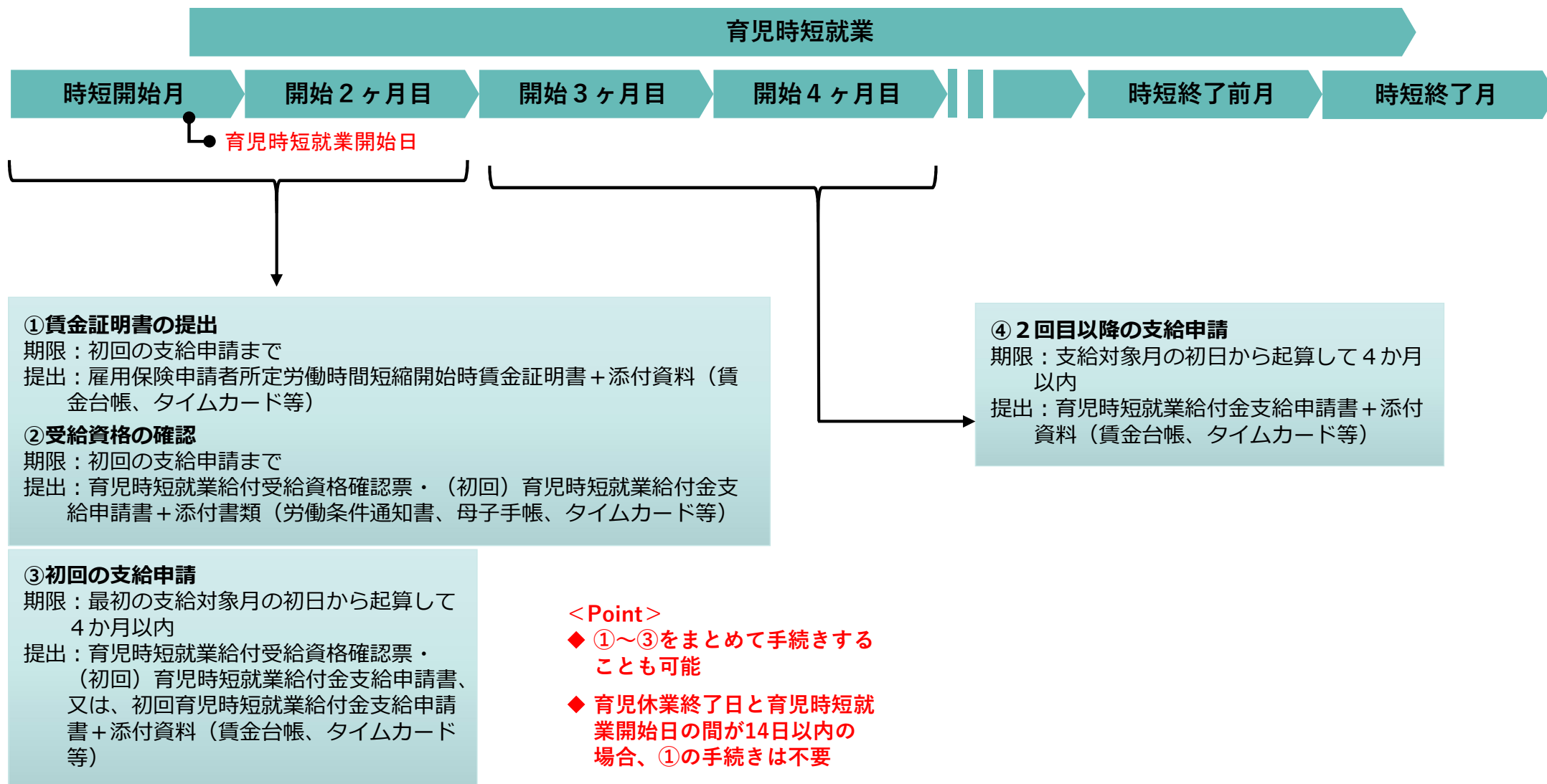
# 育児時短就業給付（基本的な内容）

【1】名称	育児時短就業給付金
【2】受給資格	(1) 申請者が、2歳未満の子を養育するため、1週間あたりの所定労働時間を短縮して（注）就業を行うこと。 (2) 育児時短就業の開始日前2年間に「みなし申請者期間」が12ヶ月以上あること、又は、育児休業給付に係る育児休業終了後、引き続き育児時短就業を開始したこと。
【3】支給対象期間	育児時短就業を開始した日の属する月から、育児時短就業を終了した日の属する月まで。 ただし、育児時短就業を終了した日の属する月に、他の子に係る育児時短就業を開始した日が属する場合は、当該月は、他の子に係る育児時短就業給付の支給対象期間と取り扱う。
【4】支給単位	支給対象期間の暦月単位での支給とする。
【5】各月の支給要件	(1) 月の初日から末日まで引き続いて申請者であること。 (2) 当該月に支払われた賃金が支給限度額未満であること。 (3) 月の初日から末日まで引き続いて育児休業給付又は介護休業給付の支給を受けていないこと。 (4) 当該月について、高年齢雇用継続給付の支給を受けていないこと。
【6】各月の支給額	① 原則、当該月に支払われた賃金額の10%。 ② 当該月に支払われた賃金額が従前の賃金の90%超～100%未満の場合、逡減した給付率を乗じた額。 ③ 当該月に支払われた賃金額+上記①、②によって算出された支給額が支給限度額（注4）を超える場合、超えた部分を減じた額。 ④ 当該月に支払われた賃金額が従前の賃金の100%以上の場合は、支給しない。 ⑤ 上記①～③によって算出された支給額が最低限度額以下の場合は、支給しない。
【7】提出書類	①育児時短就業給付受給資格確認票 ②雇用保険申請者所定労働時間短縮開始時賃金証明書（育児休業から引き続き時短勤務する場合は不要） ③母子手帳（すでに提出済みであれば不要） ④育児時短勤務開始日の確認書類（労働条件通知書、育児時短勤務取扱通知書、出勤簿、タイムカード等） ⑤本来の週所定労働時間の確認書類（従前の労働条件通知書、就業規則、タイムカード等）

注：1週間あたりの所定労働日数を変更した結果、1週間あたりの所定労働時間が短縮される場合を含む。

# 育児時短就業給付（支給申請手続きの流れ1）

## <支給申請手続きの流れ>

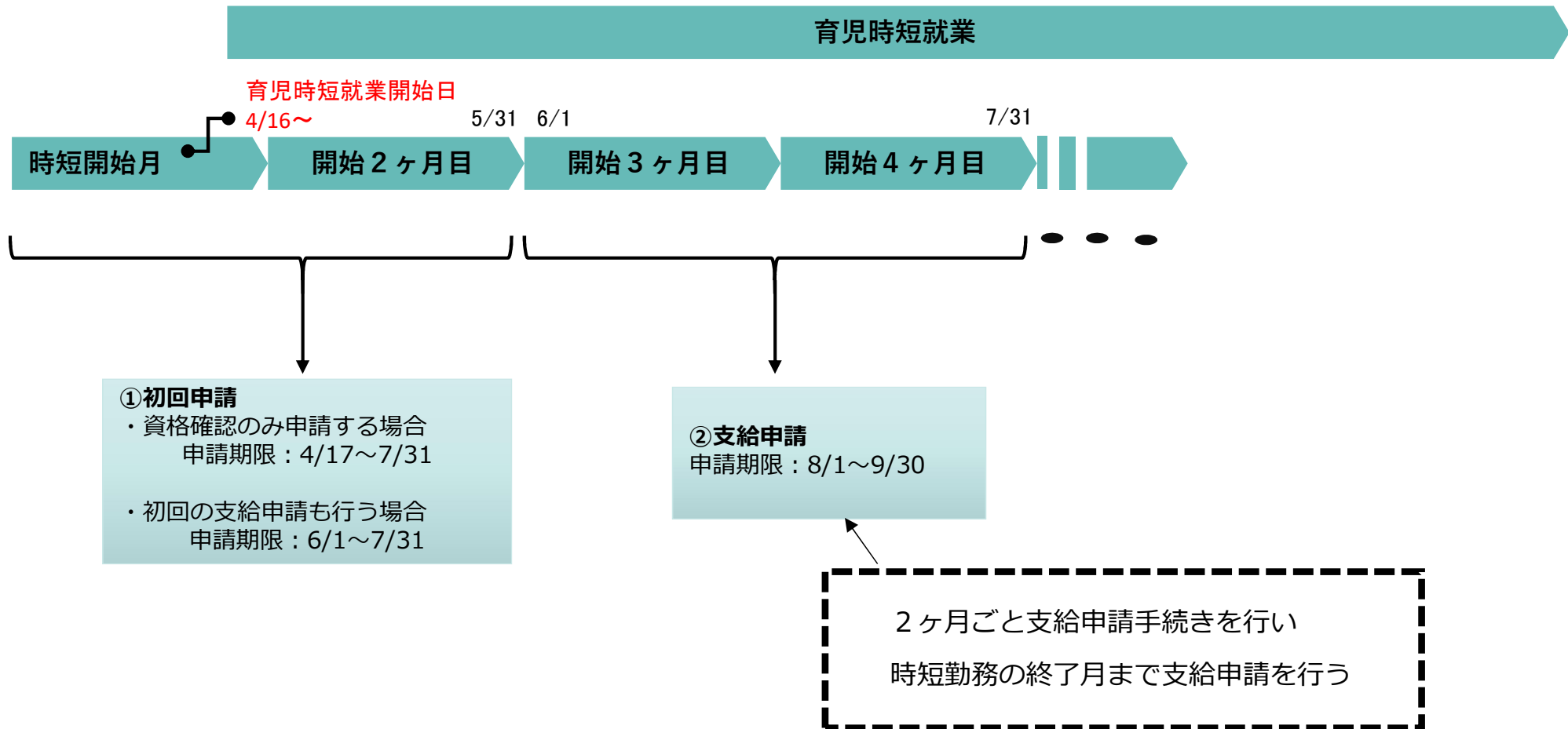




# 育児時短就業給付（支給申請手続きの流れ2）

- 育児時短就業給付金は、育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各月を「支給対象月」とし、各支給対象月における週所定労働時間や支払われた賃金額に基づいて、支給を決定する。
- 原則として、2か月毎にまとめて支給申請することとしているが、1か月毎に支給申請を行うことも可能である。
- 原則として、事業主から支給申請を行うこととしているが、やむを得ない場合は、本人が直接支給申請を行うことも可能である。

## <支給申請手続きの流れ>



# 育児時短就業給付（記載例）

## 【雇用保険申請者 所定労働時間短縮開始時賃金証明書】

⇒ 現在の「雇用保険申請者 休業開始時賃金月証明書／所定労働時間短縮開始時賃金証明書」から変更無し。

## 【育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書】

■ 第999条の99関係（第1面）

### 育児時短就業給付受給資格確認票・（初回）育児時短就業給付金支給申請書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 <input type="text" value="10421"/>	1.被保険者番号 <input type="text" value="□□□□□□□□□□□□□□□□"/>	2.資格取得年月日（3 昭和 4 平成 5 令和） <input type="text" value="□□-□□□□□□□□"/> 元号 年 月 日
3.被保険者氏名 <input type="text" value=""/>	フリガナ（カタカナ） <input type="text" value="□□□□□□□□□□□□□□□□"/>	
4.事業所番号 <input type="text" value="□□□□□□□□□□□□□□□□"/>	5.育児時短就業開始年月日 <input type="text" value="□□-□□□□□□□□"/> 元号 年 月 日	6.出産年月日 <input type="text" value="□□-□□□□□□□□"/> 元号 年 月 日
8.個人番号 <input type="text" value="□□□□□□□□□□□□□□□□"/>	7.出産予定日 <input type="text" value="□□-□□□□□□□□"/> 元号 年 月 日	
<b>①</b> 9.本来の週所定労働時間 <input type="text" value="□□:□□"/> 時間 分	10.育児休業に引き続く時短就業 <input type="checkbox"/> (1 該当) <b>②</b>	
11.支給対象年月その1 <input type="text" value="□□-□□□□□□□□"/> 元号 年 月	12.週所定労働時間 <input type="text" value="□□:□□"/> 時間 分	13.支払われた賃金額 <input type="text" value="□□□□□□□□"/> 円
20.育児時短就業終了年月日 <input type="text" value="□□-□□□□□□□□"/> 元号 年 月		21.育児時短就業終了理由 <input type="checkbox"/> (1 本来の所定労働時間への復帰 2 育児時短就業事由の消滅 3 他の休業開始)
<b>③</b> 22.公金受取口座 利用希望 <input type="checkbox"/> (マイナポータルに登録されている公金受取口座への振込を新たに希望される方は、「1」を記入してください。公金受取口座への振込を希望し、「1」を記入した場合は、以下の金融機関情報について記載の必要はありませんが、記載があった場合には、以下の金融機関情報への振込を優先します。)		30. その他賃金に関する特記事項 <input type="text" value=""/>
希望金融機関 金融機関名称・支店名称 <input type="text" value="本店・支店"/>		
23.金融機関・店舗コード <input type="text" value="□□□□□□□□□□□□□□□□"/> (ゆうちょ銀行の場合は、「99000000」を記載してください。)		口座番号は「0」を省略せず7桁で記載してください。ゆうちょ銀行の場合は、記号(5桁)・番号(8桁)を続けて記載してください。
24.賃金月額（区分一日額又は総額） <input type="text" value="□□□□□□□□□□"/>		25.受給資格確認年月日 <input type="text" value="□□-□□□□□□□□"/> 元号 年 月 日
		26.受給資格否認 <input type="checkbox"/>

### ① 「本来の週所定労働時間」欄

育児時短就業開始前に適用されていた週所定労働時間を記載する。

### ② 「育児休業に引き続く時短就業」欄

該当する場合に「1」を記載する。このとき、賃金証明書の添付は不要。

### ③ 「払渡希望金融機関指定届」欄

通帳の写し等添付

※ただし育児休業給付と同一の口座を希望で

あれば記載不要